

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	高齢者支援課

契約業者名・住所	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 松戸市上矢切299番地の1
工事等の名称	松戸市オレンジ協力員推進事業委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	10,356,453円
工事等の概要	松戸市オレンジ協力員推進事業実施要綱に基づき、松戸市あんしん一声運動の一環として松戸市オレンジ協力員推進事業業務を実施することで、認知症の方の支援に関する活動を地域等で展開していき、「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」に向けた取組を進めるものである。
随意契約の理由	<p>本事業は、松戸市あんしん一声運動に参加する認知症サポーターの中から、市に登録した認知症の方への声かけ活動や専門職と協力しながらの実践活動を行うオレンジ協力員を対象とし、オレンジ協力員の育成やマネジメント、受入機関とのコーディネートを行うものです。</p> <p>(福)松戸市社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として広く市民に周知されているとともに多大な信用があり、社会福祉事業全体に精通するとともに、平成23年度より松戸市介護支援ボランティア制度運営業務を委託した実績があります。</p> <p>そのため、昭和61年以来の実績と豊富な専門的知識とノウハウを有し、松戸市内の特別養護老人ホーム等へのボランティア派遣の実績があり受入機関とオレンジ協力員との連携が十分に行えます。事業を委託した場合において、ボランティアの心構え等に精通していることで研修の講師も適切に行うこともできます。</p> <p>また、事業を実施するうえで、個人情報の保護に留意しなければなりません、(福)松戸市社会福祉協議</p>

	<p>会は、個人情報の取り扱いに熟知しており、オレンジ協力員の個人情報について安全に管理でき、ポイントを活用して、転換交付金等の交付を受けようとするときも、松戸市介護支援ボランティア制度での実績やノウハウの蓄積があることから、転換交付金等の事務を適正に処理することが可能と思料されます。</p> <p>以上のことから、松戸市オレンジ協力員推進事業を委託して実施するうえで、管理機関を（福）松戸市社会福祉協議会に選定することが最適であると思料されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該事業者から見積を徴するものです。</p>
--	---